

平成23年度 薩摩川内市教育委員会事務事業評価実施要領

1 趣旨・目的

薩摩川内市教育委員会は「地域の特色を活かした教育文化のまちづくり」を教育目標として、主体性・創造性・国際性を備え、活力ある教育を推進するため、「まちづくりの原点は人づくり」の視点に立ち、ふるさとを愛する豊かな人間性を育む幼児教育・学校教育、社会教育及び文化・スポーツレクリエーションの充実に努めている。

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され（平成20年4月1日施行）、毎年、その教育行政事務の管理及び執行状況について、点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することが規定された。

それにより、より効果的で透明性の高い教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果し、円滑で効率的な事業実施の推進を図るため、その実施について必要な事項を定める。

2 評価の対象

教育委員会が実施する全ての事務事業を対象とする。ただし、法令により市が実施することが義務付けられている（市の裁量の余地がない）事業及び補助金等評価委員会評価対象事業は除く。

各課所各グループ1事業を点検・評価対象とする。

3 評価表 別紙のとおり

4 評価の時期

前年度に実施した事務事業を、当該年度に点検・評価し、その結果を当該年度以降の事務事業の改革・改善に反映させる。

5 視点別評価

事業を「妥当性」、「効率性」、「有効性」の視点から評価を行い、その理由を明らかにする。

| 視 点 | 内 容 |
|-----|---------------------|
| 妥当性 | 対象・手段の妥当性、市で実施する必要性 |
| 効率性 | 事業費・人件費の削減余地 |
| 有効性 | 成果の達成度・向上余地 |

6 評価体制

評価は、改革・改善の視点で行う内部評価と客観的かつ市民視点で行う外部評価とし、外部評価は薩摩川内市教育委員会行政評価会議において行う。

内部評価のうち一次評価者は、所管課長とし、二次評価者は、教育部長とする。

薩摩川内市教育委員会行政評価会議委員は次の団体から推薦された者とする

- 鹿児島純心女子大学
- 市社会教育委員の会
- 市文化協会
- 市体育協会
- 市校長会

行政評価会議委員

| | 役職名 | 氏名 | 所属団体 |
|---|---------|-------|-----------|
| 1 | 国際人間学部長 | 影浦 攻 | 鹿児島純心女子大学 |
| 2 | 会長 | 春田 和満 | 市社会教育委員の会 |
| 3 | 会長 | 後藤 文香 | 市文化協会 |
| 4 | 会長 | 宮司 保 | 市体育協会 |
| 5 | 可愛小学校長 | 川畑 憲一 | 市校長会 |

7 点検・評価のスケジュール

| | |
|--------------|--|
| 事務事業点検・第1次評価 | 平成23年6月実施 |
| 〃 第2次評価 | 平成23年7月実施 |
| 外部評価（行政評価会議） | 第1回 平成23年8月16日（火） 第2回 平成23年8月22日（月） |
| 教育委員会議案提出 | 平成23年10月25日（火） |
| 議会への報告 | 市議会総務文教委員会 平成23年12月 |
| 公表（市のホームページ） | 平成24年1月 |

8 評価結果

評価結果の反映

実施計画策定及び教育振興基本計画の推進並びに予算編成等において評価結果を反映させる。

評価結果の公表

行政経営の透明化を向上させるために、自治基本条例第12条及び第29条の主旨に基づき、評価結果を公表する。

公表に当たっては市議会への報告及び市ホームページに掲載するものとする。